

広島県告示第九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市八本松南一丁目一五の三、二二の三・八本松町飯田字割岩山一五の一・二二の

一・五七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）